

「家族」と「貨幣」と「家計財産」試論

上村 協子

東京家政学院大学家政学部

# 「家族」と「貨幣」と「家計財産」 試論

東京家政学院大学 家政学部

上村協子

## 目次

1. 「貨幣」と「家族」
2. 「家計財産」と「相続」
3. 日本家族と「不動産」
4. 男女共同参画
5. 「妻と夫の財産」調査
  - 妻と夫の資産形成過程
  - 妻の貢献評価の流れと持ち分
  - 妻の家事労働負担
  - 妻の資産への貢献割合
  - 家事労働の経済的評価への意識
  - 夫から妻への遺贈（妻の取り分）

## 参考文献

## 家族と貨幣と家計財産

### 1. 「貨幣」と「家族」

自分の欲求を「貨幣」に頼らないでも満たせた時代とは異なり、現代社会においては「貨幣」とさまざまな関わりを持たなければ人は生きていけない。

経済成長の時期までは、日本人が個人として「貨幣」と向き合う部分は少なく、家族という集団として「貨幣」とつきあう部分が多かった。つまり家計管理をする家族員が、家族全員の満足を大きくするように配慮し収支管理を行うのが慣行であった。あからさまに「お金」の話をする人間は「はしたない」と嫌われた。家族の間でこれは「誰の」という話をすれば、「水臭い」と言われた。お店で大きな買い物をするのは、大人であり、子どもがお金を持ち歩いたりすることは、非難された。

家族という生活共同体内部では、「能力に応じて働き必要に応じて配分される」と言われる。利益を追求する企業と異なり、家族は「お金」のための集団ではない。皆で仲良く共同しあい、「個人」ではなく、「家族」という集団の利益を優先させて生きることが、結局はその個人が生き残る道と考えられ、そこに喜びを見出せと教えられた。

我が国の高度経済成長期を内助の功つきの企業戦士が支えるのに、「男は外・女は内」という性別役割分業は、ちょうどうまく適合した。高齢社会が意識された時には「日本型福祉社会」キーワードになった。「自分」を主張せず、家族が我儘しあってくらすことが社会が経済社会でも求めれていた。

集団としての家族にとっては、誰が稼いできたもの・誰のものであるということは大きな問題と一見されてこなかったようである。だが、「能力に応じて働き成果（貢献）に応じて配分される」という原理の経済社会で働いた成果である稼ぎ・収入が誰のものかは所得名義で明確である。口に出さないだけで、社会的に見れば、貨幣は家族員の誰か個人のものである。

高度経済成長を経て成熟経済の声が聞かれるようになり、生活の個人別化は進展した。家族員のなかに個人用のお財布がいくつもできてきた。女性の就業機会が増加し、DINK（共働きで収入が2つ、子どもはいない）に象徴されるように、家族員が個人で収入を得て自分の裁量で自分の為に使う部分は増えた。高齢者には年金制度の影響が大きかった。平均初婚年齢が高くなり、収入がある20代後半の家族員がいることは普通になった。大学生はもちろん、高校生のアルバイト機会は増えた。消費生活においても、個人別の購入・消費は増えた。

「貨幣」をめぐる家族という集団のあり方は急転換しつつある。

## 2. 「家計財産」と「相続」

日本の家族にとって、「財産」は独特の意味をもってきた。「家産」といえば、不動産がイメージされ、「墓」がつき、「家督相続」によって、世代を「家」が継承された。

民法典が均分相続を定めても、戦後の昭和の日本社会において、長男＝同居＝相続の構図が極めて根強かったことを、昭和が終わりかける頃の都市における相続調査により明らかにした。

例えば、昭和63年10月調査を実施した首都圏の年齢55歳～64歳の夫の相続経験は図1のようである。親からの相続について、長男同居は圧倒的に相続が多く、長男で別居子と、長男以外の同居子の相続経験には大差がなかった。

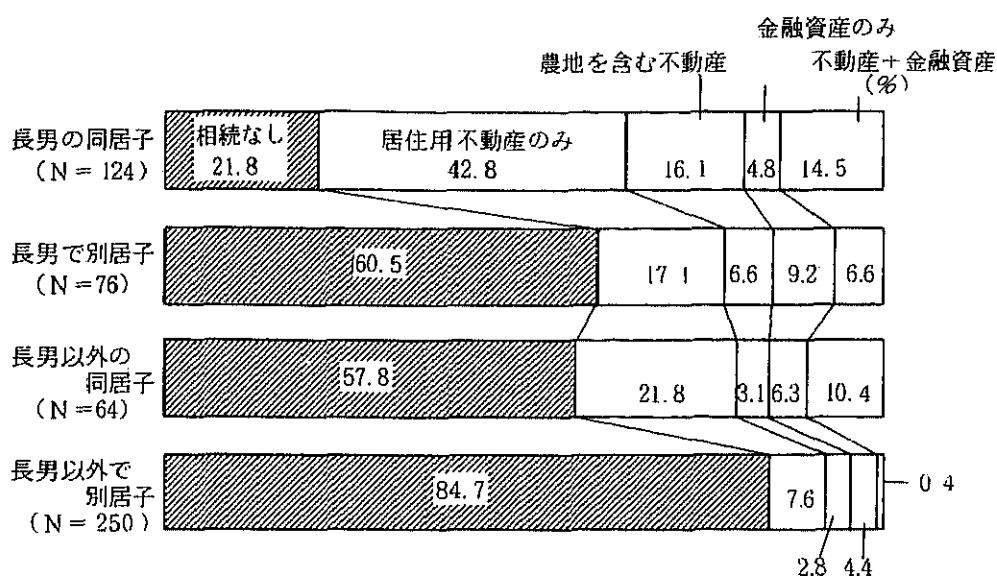


図1 長男、同別居パターン別(夫)親からの相続

上村協子「相続の意義と構造」『生活経済学会会報』第6巻1990年p138より  
この結果から「長男」という身分による相続と「同居」による老親扶養の対価としての相続の2重の意味を分けて読み取ることは可能であろう。

調査の概要は以下を参照されたい

野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子 「世代間移転における家族の役割」

『一橋論叢』 102巻6号、1989年

野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子 「相続による世代間移転の構造」

『社会保障研究』 25巻2号、1989年

### 3. 日本家族と「不動産」

どの評価額を用いてどう評価するかによっても異なるが、日本の家計にとって居住用不動産は金額上大きな位置を占めることは了解される事項であろう。都市部では、とくに商品として不動産を考え、高齢者が不動産活用することによって、高齢期の生活費を得るリバース・モーゲージの制度の普及も図られている。

ところが、土地資産活用に日本人は消極的であり、その理由が大きくは「家族」にあると考えられる調査結果が示された。

まず、総務庁の「高齢者の経済生活に関する意識調査結果」（平成8年7月）では、全国の60歳以上の男女2162人のうち、リバース・モーゲージを「利用したい」は4%、「関心はあるが利用するかどうかはわからない」15.0%、「関心がない」60.2%、「わからない」20.8%であった。高齢期の生活のために土地資産活用をすることになぜ消極的であるのか。東京都の2回の調査「高齢期における資産活用と生活設計」（平成6年）（平成9年）資産活用サービスを利用したくない理由は「家族に不動産の全てを残したい」「土地に手をつけたくない」という理由が1位・2位をしめた。土地に手をつけたくないも詳しく分析すれば、「家族」に理由が行き着く。そこには、売買のレベルで図ることがし難い次元の意味がある。

居住用不動産を家族という血の流れに乗せたいという意識は、必ずしも先祖代々の土地に土着する人だけの意見ではない。首都圏の30～69歳調査（1995年）では、自助努力で取得した不動産を子どもに残したいとする「努力継承型」がもつとも多く、居住用不動産を生涯手に入れる気がない人や、親から資産を受け継ぎ自分も子どもに残そうという人を上回った。

表1

|       | 親→本人 | 本人→子 | パターン  | サンプル数 | 構成比   |
|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 持ち家層  | ○    | ○    | 家産継承  | 243   | 20.3  |
|       | ○    | ×    | 食いつぶし | 48    | 4.0   |
|       | ×    | ○    | 努力継承  | 381   | 31.8  |
|       | ×    | ×    | 一代完結  | 189   | 15.8  |
| 非持ち家層 | ×    | ×    | 生涯無資産 | 337   | 28.1  |
| 計     |      |      |       | 1198  | 100.0 |

参照 上村協子・金丸桂子「高齢期の土地資産活用と家族」

『家計経済研究』第28号 1995秋

この結果は首都圏の結果である。大都市以外では、リバース・モーゲージという制度利用が可能ではない。しかし、土地資産と家族とのつながりは、大都市以上であろう。例えば山形・福岡・首都圏との比較では、山形の長男同居相続が目立った。

「不動産」は「金融資産」と異なり、単なるお金ではない「家族」に絡んだ思い入れを持つ人がいるように思われる。そもそも、「貨幣」が個人のものとして、家族に入ってきたのは最近である。ここに示される意識は「貨幣」ではなく、土地を家族共同で耕し生活を維持し続けた長い日本家族の伝統のなごりとも考えられる。

表は 日米の18歳以上の男女に対して居住用不動産の世代間移転に関する調査を行った結果である。米国の場合、自助努力で取得した財産が多く、その人たちが今後どうするか未定としているため、合計が100%にはならないが、日米で居住用不動産の流れが大きく異なることは読み取れるであろう。

まず、「家産継承」タイプは、米国ではほとんどみられない。「一代完結」や「生涯無資産」タイプは、米国で多い。また同じ年齢層で調査したにもかかわらず、親の名義の家に住む人の割合が日本では多く、「家産継承」タイプが今後も日本においては残り続ける可能性の高さを示していた。

### 表 8

|       | 日本実数 | 日本割合 | 米国実数 | 米国割合 |
|-------|------|------|------|------|
| 家産継承  | 151  | 8.7  | 14   | 0.9  |
| 食いつぶし | 8    | 0.5  | 14   | 0.9  |
| 努力継承  | 528  | 30.3 | 297  | 20.1 |
| 一代完結  | 60   | 3.4  | 294  | 19.9 |
| 生涯無資産 | 436  | 25.0 | 521  | 35.2 |
| 親名義の家 | 360  | 20.7 | 98   | 6.6  |
| 子名義の家 | 31   | 1.8  | 11   | 0.7  |

参照

上村協子「財産の継承と価値観の伝承」国際長寿社会日本リーダーシップセンター  
『高齢社会を支える世代間の価値の継承と責任における日米比較』平成6年

家族員間での資産移転という表現を用いる時には、資産は生活共同体としての「家族のもの」ではなく、「個人のもの」であることを前提とし、個人が所有する資産が他の家族員に移転することを意味する。ところが、所有の名義は個人のものであっても、資産の共同利用が家族員の生活を保障している実態のもとでは、財産は家族の共有財産との認識もある。名義が示す家庭外の「財産は個人所有」のロジックと、居住用不動産は家族が共にくらす生活の基盤の場であるので「財産は家族共有」という家族内のロジックその間で日本の家族は揺れている。

#### 4. 男女共同参画とは

男女共同参画 2000 年プランが、男女共同参画推進本部（本部長 内閣総理大臣）によって平成 8 年 12 月決定された。この男女共同参画 2000 年プランは、第 4 回世界女性会議（1995 年北京）の「行動綱領」や、平成 8 年 7 月男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」を踏まえ策定されたものである。

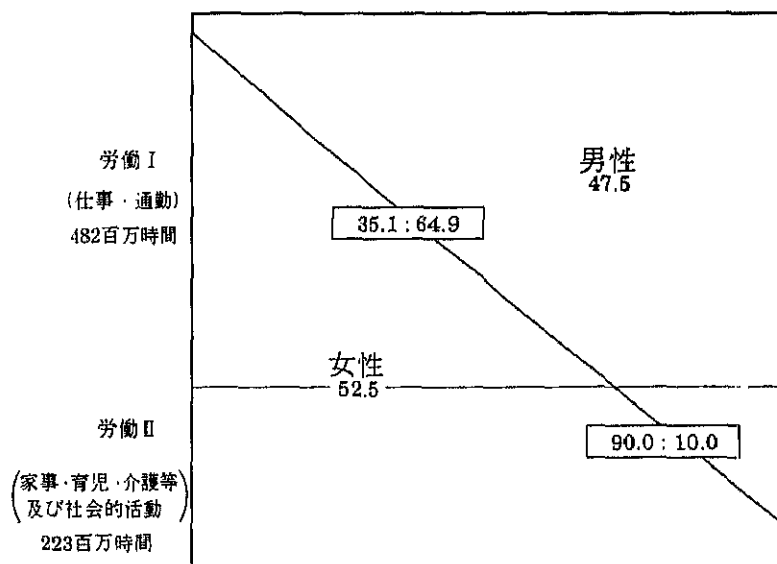
「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ責任を担うべき社会である」とされている。

また、男女共同参画 2000 年プランには、「女性がその大部分を担っているいわゆる無償労働が数量的に十分に把握されておらず、そのことが女性が担う役割への過小評価などにつながっている」との基本認識が示されている。

社会生活基本調査（調査対象は 15 歳以上の男女、平成 3 年）によれば、各種の行動のうち「仕事」（収入を伴う仕事、ただし、自営業等において実際に本人が対価を受け取ったかは問わない）及びそのための「通勤」の日本全体での総時間数は 1 日当たり延べ 4 億 8,200 万時間。このうち、35.1%を女性が 64.9%を男性が担っている。一方、「家事」、「介護・看護」「育児」「買い物」及び「社会的活動」の総時間数は 2 億 2,300 万時間、この両者を合計した労働全体をみると、女性がその 52.5%、男性が 47.5%を担っている。

図 2

—労働の種類と担い手—



注：(1) 調査対象は15歳以上の者。  
 (2) 「無業者」で「通学」している者を除いて集計した。  
 (3) 労働Ⅰは、「仕事（収入を伴う仕事）」「通勤（仕事をしつつ通学している者の通学時間を含む）」、労働Ⅱは、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」及び「社会的活動」を合計したもの。  
 資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成3年）より作成。

我が国の男性の家庭生活への参画は欧米諸国と比しても著しく低い。表はNHK生活時間の国際比較（1994年）によれば、表に示されたとうり、男性の家事参加率は極めて低い。例えば、女性の炊事時間を100としたとき、我が国男性の相対量は2.2。他の国でもっとの低いカナダでも24.0である。男性の家事協力度の国際比較

表3

|        | 炊事   | 掃除・洗濯 | 家庭雑事  | 買い物  | 子どもの世話 |
|--------|------|-------|-------|------|--------|
| 日本     | 2.2  | 4.1   | 29.2  | 23.5 | 12.1   |
| カナダ    | 24.0 | 13.6  | 220.0 | 70.7 | 33.3   |
| アメリカ   | 27.7 | 37.5  | 153.6 | 61.3 | 27.3   |
| イギリス   | 32.2 | 18.0  | 175.9 | 56.8 | 35.0   |
| デンマーク  | 39.2 | 17.4  | 132.0 | 73.1 | 47.4   |
| オランダ   | 30.2 | 12.8  | 147.1 | 52.8 | 30.6   |
| フィンランド | 27.3 | 26.3  | 213.0 | 77.8 | 32.4   |

注：(1) 男性の家事協力度を、女性の時間を100とした時の相対量で指標化している。

(2) 日本は1990年、イギリス、デンマーク、フィンランドは1987年、カナダは1986年、アメリカ、オランダは1985年の数値。

資料出所：NHK「生活時間の国際比較」(1994年)

また総務庁の社会生活基本調査（平成3年）によれば、共働き世帯の夫の家事時間は19分と短いという問題が指摘できる。働く女性にとって家事はセカンドシフト（第2の勤務）となる。共働き世帯の妻は、夫より、いわゆる余暇時間である3次活動時間が1時間程度短い。

育児休業制度は、こどもを養育する労働者の職業生活と家庭生活の調和を図るものである。男女を問わず育児休業制度は利用できるが、労働省の調査では育児休業制度をとった夫は0.2%に満たない。

ILO第156号条約は、男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等等及び均等待遇に関する条約である。男女が共に家庭責任を担うべきこと及び男女労働者が職業上の責任と育児などの家族責任とを両立できるように基盤整備を行わなければ、少子化傾向はとどまらなないと考えられる。



## 5. 妻と夫の財産調査

東京都女性財団の『女性と財産研究会』（広渡清吾・御船美智子・上村協子）は、家族を分析の場とし、女性と財産の関係について、「個人性」と「共同性」をキーワードに研究を行ってきた。

ここでは平成9年1月に東京都内45歳～65歳の有配偶女性を対象に実施した、家計における「妻と夫の財産所有の構造」を明らかにすることを主たる目的にした調査から、本報告のテーマである「家族と貨幣と家計財産」に関連する内容を抽出して紹介する。

「財産」は、収入を家族員が必要に応じて消費した残りの蓄積であり、誰のものかを資産名義によって社会的に明らかにしている。仮に消費生活においては家族が非常に高い共同性を維持し続けているとしても、対社会的要請により「財産所有の個人性」は高くなる。

### （1）妻と夫の資産形成過程

財産は個人が形成し所有するという社会的な建て前がある。家計財産も、基本的には「個人の名義」である。まずは、妻と夫の名義上の財産所有に格差が存在する実態を明らかにした。夫婦の資産総額を10割として、妻名義の資産は2.9割でしかなかった。

#### 以下は 図3 妻と夫の資産形成過程 参照

さて、夫妻になぜ名義上の資産格差が生じたのか。資産を形成するには、所得から蓄積するか、相続・贈与など人からの移転をうけるかどちらかである。夫妻の資産形成の過程を分析した。図に示したように、名義資産格差は結婚後の累積収入の格差による部分が大きい。女性が収入に結びつく労働に従事してこなかったことが、妻名義資産が形成されない大きな原因であった。

### （2）妻の貢献評価の流れと持ち分

#### 以下は 図4 財産への貢献評価と持ち分参照

他方、妻は収入とはならない家事労働の8.6割を行ってきた実態がある。夫は収入から家計費を負担してきたが、妻は家事労働を担ってきた。その分を含めれば、妻の資産への貢献は5.2割であると妻は評価している。妻の名義上資産の2.9割と、妻の資産への貢献5.2割にはギャップがある。夫との共同の生活が維持させている間は自分の取り分が明らかでなくてもよくても、共同を解消する場合には取り分の主張が出てくる。夫が妻に遺贈すべき割合とした6.9割のなかには、「夫の名義になっているが本来は妻のものである」と妻が考えている分の取り戻しが含まれているのではないか。

図 3

資産形成過程

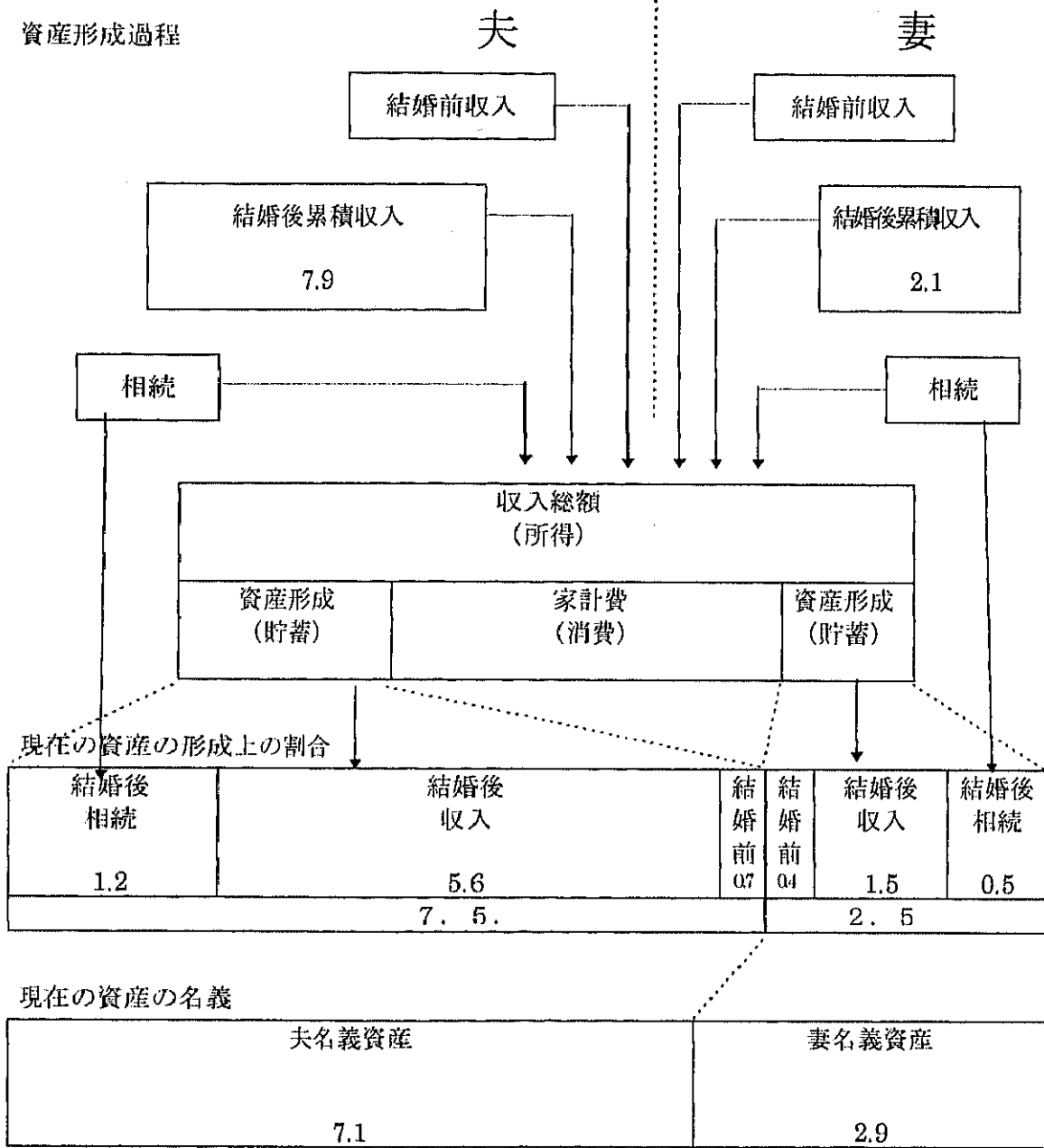


図 4

財産への貢献評価と持ち分

| 全体                  | 夫                | 妻                |
|---------------------|------------------|------------------|
| A<br>資産形成上の割合       | 夫形成分<br>7.5      | 妻形成分<br>2.5      |
| B<br>家計費の累積負担       | 夫の家計費負担<br>(7.9) | 妻の家計費負担<br>(2.1) |
| C<br>家事労働の累積負担      | 夫の家事労働<br>1.4    | 妻の家事労働<br>8.6    |
| 資産への貢献割合<br>(A+B+C) | 夫の貢献分<br>4.8     | 妻の貢献分<br>5.2     |
| 名義上の割合              | 夫名義資産<br>7.1     | 妻名義資産<br>2.9     |
| 夫から遺贈すべき割合          | 夫から子へ<br>3.1     | 夫から妻へ<br>6.9     |
|                     |                  | 妻 貢献分の取り戻し       |

(4) 妻の家事労働負担

「結婚してから今までの家事を10割とすると、あなたは何割くらいを分担してきたと思いますか」この質問に対しては、何よりも、家事労働を10割、全部負担してきたという意識をもっている人が全体の39.2%を占め、次に9割が26.9%をしめたという結果が目されるべきであろう。すなわち、夫は全く家事を行わない、ほとんど行わないという状況のもとで妻たちが暮らしてきた実態がある。

夫は外で働き、妻は家事をするという男女の性別役割分業が根強く残ったために、外に働きにいった妻たちは職業と家事の両方の負担を背負い込むことになった。

常勤雇用の妻たちの家事労働割合は8.5割。自営手伝いの妻は、専業主婦とほとんど差のない8.8割の家事を負担してきた。

表 4 妻の累積家事労働負担の平均値 単位：割

結婚してから今までの家事を10割とすると何割くらいを分担してきたか

| 総数     | 8.6 | 子ども数 | 妻学歴 | 妻職業   |
|--------|-----|------|-----|-------|
| 45~50歳 | 8.8 | 0人   | 中学校 | 専業主婦  |
| 51~55歳 | 8.5 | 1人   | 高校  | 常勤雇用  |
| 56~60歳 | 8.8 | 2人   | 専門  | パート   |
| 61~65歳 | 8.2 | 3人以上 | 短大  | 自営業主  |
|        |     |      | 大学  | 自営手伝い |

9割・10割があたりまえの状況であった。子どもの数が3人以上と家事の量が多かったであろうと考えられる夫婦でも、夫の家事労働は少ない。大学・大学院を卒業した妻の家事割合は8.9割。他の学歴の妻よりも家事割合は高い。

累積収入別に家事負担を示したのが、表5である。

表 5 累積収入と家事負担

| 妻累積収入割合 | 合計  | 家事労働負担10割 | 平均値  |
|---------|-----|-----------|------|
| 総数      | 457 | 100.0     | 39.2 |
| 0割      | 108 | 100.0     | 9.2  |
| 1~3割    | 221 | 100.0     | 37.1 |
| 4~5割    | 71  | 100.0     | 33.8 |
| 6割以上    | 14  | 100.0     | 35.7 |

累積収入が4~5割と夫とほとんど同額の収入を得てきた妻がいても家事を全くしなかった夫が33.8%いる。但し、平均値で見れば累積収入が多くなると、妻の家事負担が下がる傾向は見られる。

図は 妻就業形態別に家事労働負担の状況を示したものである。10割の家事負担をしてきたのは、全体で39.2%。専業主婦で50.3%、自営手伝いで42.9%である。

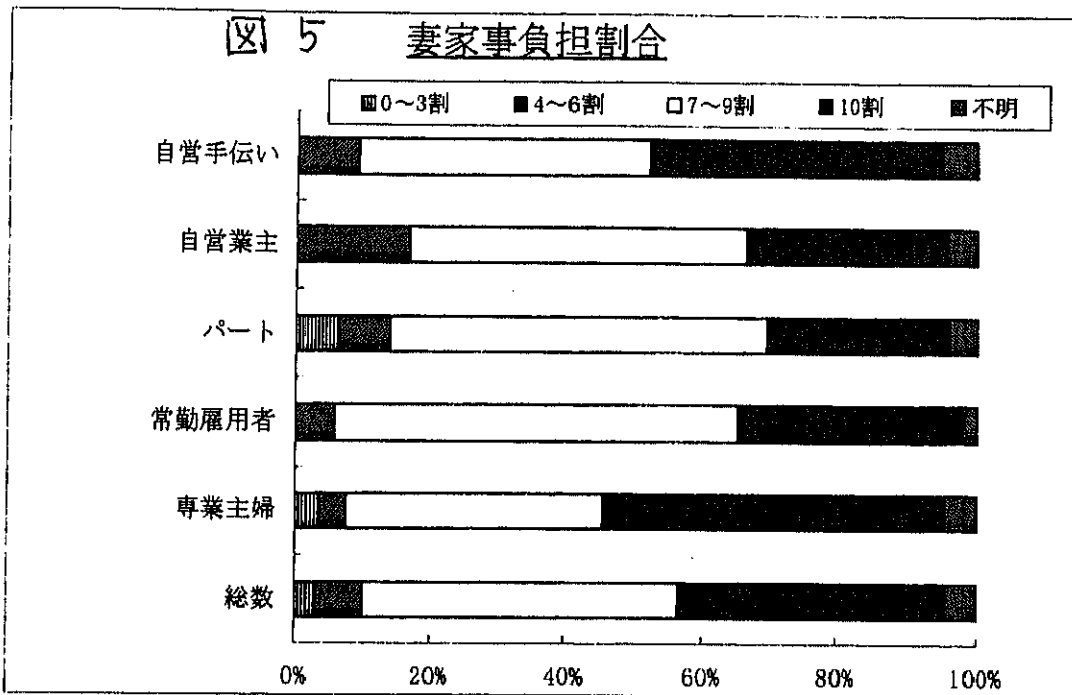
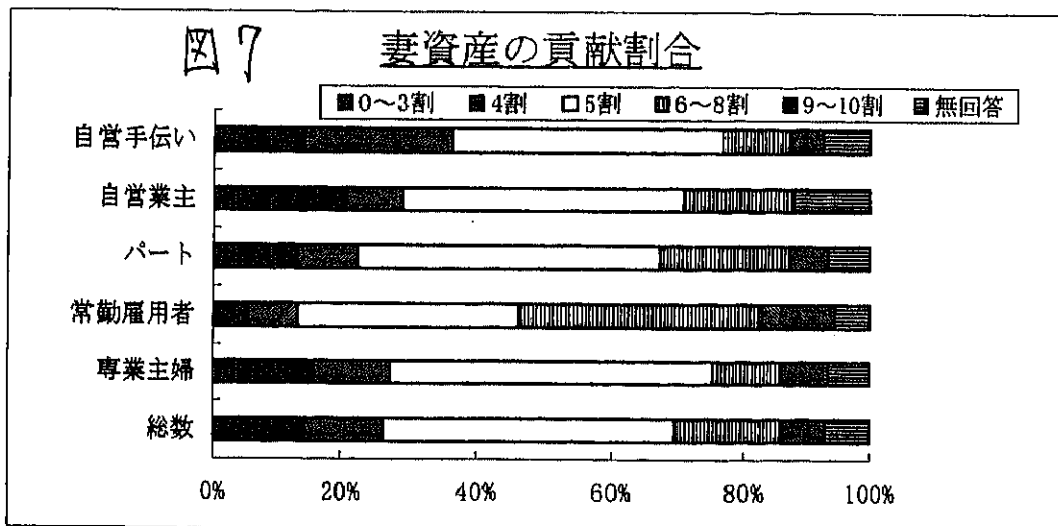
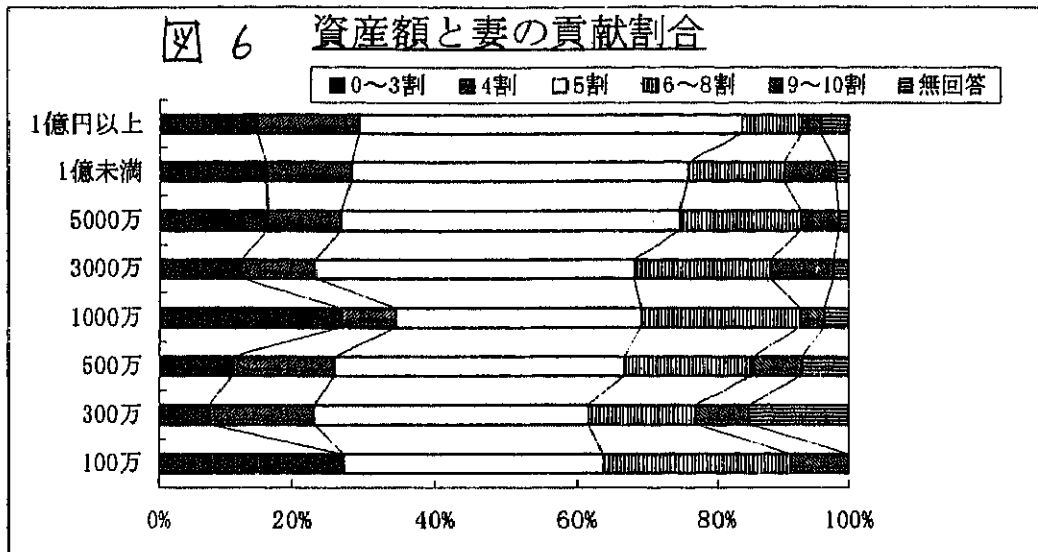


図 6 のように、貢献は 5 割の意識は資産総額が大きくなると多い。資産合計 1 億円以上の妻は 54.4% が貢献 5 割を選択している。資産総額が大きくなると、家事労働を細かく算定しては資産の半分におそらく満たない。細かい算出ではなく、「約半分」と考える方が、取り分としては大きくなるのであろう。

妻の就業形態別にみたのが、図 7 である。収入・家事労働などの要因を考慮して算出したと考えられるのは、常勤雇用者である。常勤雇用者のなかには貢献度は 8 割以上と答えた人が 31.6% いる。



(6) 家事労働の経済的評価への意識

表 6 家事労働を経済的に評価することへの意識

| 妻就業形態 | 合計  | 評価すべきでない | 評価すべきである |
|-------|-----|----------|----------|
| 総数    | 457 | 27.4     | 63.5     |
| 専業主婦  | 173 | 21.4     | 67.1     |
| 常勤雇用者 | 52  | 28.8     | 65.4     |
| パート   | 128 | 32.8     | 59.4     |
| 自営業主  | 24  | 29.2     | 62.5     |
| 自営手伝い | 77  | 31.2     | 59.7     |

家事労働を評価すべきと考える妻は全体の3分の2を占めており、肯定の意見が多かった。否定意見がみられたのはパート・自営手伝い等であった。

さて、家事労働を経済的に評価すべきと考えた290人に、その評価の方法としてなにを基準とするかを質問した結果が、表7である

表 7 家事労働の評価方法

| 妻就業形態 | 合計  | 夫の稼ぎと同額 | 女性労働者の平均賃金 | 家政婦の賃金 | 自分が外で働いた賃金 |
|-------|-----|---------|------------|--------|------------|
| 総数    | 290 | 16.6    | 35.2       | 17.2   | 22.1       |
| 専業主婦  | 116 | 24.1    | 33.6       | 19.0   | 13.8       |
| 常勤雇用者 | 34  | 8.8     | 38.2       | 17.6   | 26.5       |
| パート   | 76  | 6.6     | 36.8       | 17.1   | 31.6       |
| 自営業主  | 15  | 20.0    | 26.7       | 6.7    | 20.0       |
| 自営手伝い | 46  | 19.6    | 37.0       | 15.2   | 23.9       |

全体として最も多かったのは、「女性労働者の平均賃金と同額」を選択した35.2%の人である。妻の就業形態別にみると、専業主婦で「夫の稼ぎ」や「家政婦賃金」がやや多く選択され、パートでは「自分が外で働いた賃金」が選択された。

## (7) 夫から妻への遺贈（妻の取り分）

妻たちは、自分たちの貢献割合を評価したが、それを自分の取り分として主張したいという意見をもっている人ばかりではおそらくない。夫と妻が共同生活をおこなっている状態では、自分の持ち分・取り分を明確にすることの必要性は高くはない。

しかし、共同生活が継続できない状況では、妻は財産における自分の立場を明確にせざるを得なくなる。

「もしあなたの夫が、現在の時点で夫名義の資産について遺言を書くとしたら、夫の資産の何割をあなたに残すべきだと思いますか。」という質問にたいしての割合は、表のように5割と答えた妻が40.5%、10割と答えた妻が27.6%と二つに大きく分けられた。

0割～4割と半分に満たないという答えをした妻は3.0%。ほとんどいないと言うに等しい低さであった。「5割」と答えた妻と「10割」と答えた妻の違いはどこにあるのか。

夫名義の資産を妻以外で相続する人といえば、子どもである。子どもが0人の場合には10割を主張する妻が圧倒的に多い。子どもの数が増えるに伴って、10割と答える妻は減少し、子どもが3人では10割という妻は18.4%となる。子どもが多くなり10割といわなくなっても即5割ではなく、6割～9割という妻が増えるのである。

この5割と答えた妻たちの意識に、法定相続分が2分の1という制度の影響があったかどうか。なぜ2分の1なのかの根拠は明らかにされていない。



表 8 夫が妻に遺贈すべき割合の分布

(夫の資産の資産のうち何割を妻に遺贈すべきと妻が考えているか)

| 妻年齢    | 合計  |       | 0割～<br>4割 | 5割   | 6割～<br>9割 | 10割  | 無回答  |
|--------|-----|-------|-----------|------|-----------|------|------|
| 総数     | 457 | 100.0 | 3.0       | 40.5 | 13.6      | 27.6 | 15.3 |
| 45～50歳 | 132 | 100.0 | 4.6       | 40.9 | 15.9      | 28.8 | 9.8  |
| 51～55歳 | 111 | 100.0 | 3.6       | 36.0 | 16.2      | 29.7 | 14.4 |
| 56～60歳 | 129 | 100.0 | 1.6       | 43.4 | 14.1      | 21.7 | 19.4 |
| 61～65歳 | 85  | 100.0 | 2.4       | 41.2 | 5.9       | 31.8 | 18.8 |
| 子ども0人  | 21  | 100.0 | 0.0       | 9.5  | 9.5       | 66.7 | 14.3 |
| 子ども1人  | 71  | 100.0 | 4.2       | 43.7 | 5.6       | 29.6 | 16.9 |
| 子ども2人  | 256 | 100.0 | 1.6       | 41.0 | 15.2      | 27.7 | 14.5 |
| 子ども3人  | 103 | 100.0 | 5.9       | 44.7 | 15.6      | 18.4 | 15.5 |

表 9 夫が妻に遺贈すべき割合の平均

(夫の資産の資産のうち何割を妻に遺贈すべきと妻が考えているか)

単位割

| 総数     | 6.9 | 子ども数 |     | 妻学歴 |     | 妻職業   |     |
|--------|-----|------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 45～50歳 | 6.8 | 0人   | 9.3 | 中学校 | 6.4 | 専業主婦  | 7.1 |
| 51～55歳 | 7.0 | 1人   | 6.7 | 高校  | 7.1 | 常勤雇用  | 7.3 |
| 56～60歳 | 6.7 | 2人   | 7.0 | 専門  | 6.5 | パート   | 6.7 |
| 61～65歳 | 7.0 | 3人以上 | 6.3 | 短大  | 6.6 | 自営業主  | 6.8 |
|        |     |      |     | 大学  | 7.0 | 自営手伝い | 6.4 |

表 10 夫が妻に遺贈すべき割合の平均

(夫の資産の資産のうち何割を妻に遺贈すべきと妻が考えているか)

単位割

| 妻名義<br>資産割合 |     |
|-------------|-----|
| 0割          | 6.2 |
| 1割          | 7.1 |
| 2～3割        | 6.8 |
| 4～5割        | 7.2 |
| 6割以上        | 6.8 |

図 8

常勤雇用妻 資産への貢献評価と 資産の持ち分

| 常勤雇用                | 夫                      | 妻                 |
|---------------------|------------------------|-------------------|
| A<br>資産形成上の割合       | 夫形成<br>5. 7            | 妻形成<br>4. 3       |
| B<br>家計費の累積負担       | 夫の家計費負担<br>(6. 6)      | 妻の家計費負担<br>(3. 4) |
| C<br>家事労働の<br>累積負担  | 夫の<br>家事<br>労働<br>1. 5 | 妻の家事労働<br>8. 5    |
| 資産への貢献割合<br>(A+B+C) | 夫の貢献分<br>3. 8          | 妻の貢献分<br>6. 2     |
| 名義上の割合              | 夫名義資産<br>5. 9          | 妻名義資産<br>4. 1     |
| 夫から遺贈すべき<br>割合      | 夫から<br>子へ<br>2. 7      | 夫から<br>妻へ<br>7. 3 |
|                     |                        | 妻 貢献分の<br>取り戻し    |

「貨幣」と「個人」の間にあった、「家族」というクッションが次第に取り除かれて、個人で何をしたから、これだけの資産は、この個人のものであるという思考方法が広がっていきつつある。

個人の資産という発想がもし、浸透するのであれば、これまで生活の知恵としてなされてきた、家計の遣り繰りを、個人の「自己決定」に委ねるための、個人の選択能力を高めなければならぬ。

家族という垣根を一度開いて、その上で、再度、家族員の経済生活における共同を考えざるをえない時代である

### 「貨幣」と「家族」の文献

(財)家計経済研究所 編 『ザ・現代家計 家計の組織化に関する研究』

平成4年10月

御船美智子「家計・家計管理概念の再検討」『家計経済研究 1990 秋 通巻8号』1990

### 「家計財産」と「相続」

#### 日本家族と「不動産」継承 の文献

上村協子「財産の継承と価値観の伝承」国際長寿社会日本リーダーシップセンター  
『高齢社会を支える世代間の価値の継承と責任における日米比較』平成6年

上村協子「財産管理と自己決定」健康保険組合連合会

『高齢者の自己決定権に関する調査研究報告書』平成6年

上村協子「相続の意義と構造」『生活経済学会会報 第6巻』1990

上村協子「日本の家族内資産移転からみた生活保障」

(社)日本家政学会 家庭経営学部会『家庭経営学研究 30号』1995

上村協子・金丸桂子「高齢期の土地資産活用と家族」

『家計経済研究』第28号 1995秋

東京都『高齢期における資産運用と生活設計』平成6年

東京都『高齢期における資産運用と生活設計』平成9年

野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子「世代間移転における家族の役割」

『一橋論叢』102巻6号、1989年

野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子「相続による世代間移転の構造」

『社会保障研究』25巻2号、1989年

### 男女共同参画 の文献

総理府編『男女共同参画の現状と施策 平成9年版』平成9年7月

### 「妻と夫の財産」調査から

東京女性財団 『妻と夫の財産 』1997年3月